





タバンクの調査によりますと、二〇一九年のスマートマーケットの倒産件数が七年ぶりに増加いたしました。負債総額は前年比何と三倍以上なんですね。この見出しにありますように、「消費増税の影響も」、こう指摘しているわけです。

昨年十月一日の増税前には、複数税率の導入に伴うレジなどの設備投資の資金ができない、そういう中小零細業者が全国で倒産、廃業に追い込まれました。私もこの委員会で、もう少しで創業百年を目指すという酒屋さんがレジ、システムの改修ができなくて倒産したわけですから、きょうは経産省から松本副大臣にも来ていただいております。やはり、消費税増税がこうした中小零細業者の倒産、廃業の一因であつたということはお認めになりますか。

○松本副大臣 委員に答弁をさせていただきましたとおり、軽減税率制度への対応に際しましては、事業者にはさまざまな対応をしていただかなければいけないということも答弁をさせていただきましたし、それらの課題について、個々の事情にしつかりと寄り添つて丁寧に対応していくことが重要であるということを答弁をさせていただいたところであります。

経済産業省といたしましては、中小企業団体と連携をいたしまして、商工会、商工会議所に属する経営指導員が七千五百人体制で中小事業者を個別訪問し、事業者の皆さんとの声をきめ細かく伺うことを通してさまざまな事情の把握に努めてきました。

また、御指摘のレジ入れがえ負担につきましては、中小企業、小規模事業者が軽減税率制度に円滑に対応するために新たなレジを導入する場合の経費を一部補助する支援策を通じまして、事業者の負担軽減に取り組んできただけであります。

また、軽減税率対策補助金につきまして、昨年の本委員会においてまさに議員から御指摘をいただきました、期限までにレジの購入契約を締結できず補助金が活用できない事業者についても、個

別に事情を確認させていたい上で補助対象として扱うなど、柔軟に対応をさせていただいたところであります。

昨年の十月の軽減税率制度開始後も、中小企業団体に設置した相談窓口などを通じまして、引き続き、現場の事業者の声に丁寧に耳を傾け、寄り添つていただきたいと思います。

引き続き、キャッシュレス決済にじみがない方々を対象とした使い方講座の実施などを通じまして、丁寧に周知を図つていただきたいと考えております。

○清水委員 私の行きつけのお店もポイント還元をやつていなないんですけども、なぜですかと聞いたら、面倒くさいからというふうにおっしゃつておられました。やるかやらないかというのはその店舗の自由ですし、消費者にとっても、カードで払うか現金で払うかという選択肢は本人にあるわけで、いわゆる一部の人だけが恩恵を受ける制度がこの補正の内容に含まれているということが果たして正しいのかということについて、最後、大臣、伺いたいんですよ。

中小零細企業の経営者にとって、やはりこの事業が本当に正しいのか。補正では千四百九十七億円、これを計上することになつていてると思うんですけども、現金を扱わなくす。結果、一部の企業については痛みを押しつけるという内容になつておりますので、それに一千五百億円も補正をつける、その理由について説明していただけます。現金管理はすごく手間が省けますよ。これはどんな小さいところへ行つてもみんな同じことを言うから。その点だけはちょっと、みんな言わないんだろうけれども、現場へ行く接していると思うけれども、そういうたとこでよく聞いてもらつた上で、少なくとも、六月末くらいのものですよ。毎日近くの銀行の口座に夜中預けに行つていいだろ、普通のうちは、それが全くなくなつたんだから。夜中行かなくてよくなつた、えらい助かつたと言つて、それはみんな言つていますよ。これは誰でも言つてます。(清水委員)「四割は言つています」と呼ぶねえ。だから、そういう意味では、いいところもあつたといふつたといふ話全然言わないと、いかにも共産党という感じがするから、それはやめた方がいいよ。いいことも言おうや、ちゃんと。いいことも出でているんだから。だから、そこらのことはちゃ

んと言つて、その上でいろいろな問題がありますと。わかるよ、俺もよくわかる。だから、そういった意味では少なくともいいところもあつたと、それはちょっと認めた上で話をしないと、何か全て悪かったみたいに言われるけれども、何か正しくないといふのが一いつが正直するので。(清水委員)「そんなこと言つていませんよ、四割はいいと言つてます」と

呼ぶ)ちょっとごめんなさいね。あなたの質問を聞きましたが、ちよいと私の実感だけをそう申し上げているんですけれども。

いざんしても、こういつたような問題といふのは、少なくとも、一月で九十七、八万店でしたか、店舗が加入した上で、そういう意味においていろいろな事業者の話が今後いろいろ出てくるんだと思いますけれども、それは通産省あたりで

いろいろ調べたたちはいろいろ問題点がきつといっぱい出てくるんですよ、我々の知らないところの問題点。それをよく歩いて聞いてもらわないと、かね。近くの商工会とか商工会議所とか、そういったところできれいと細かい、商工会議所はどうしても大きいから商工会の方があつたより細かく接していると思うけれども、そういうたとこでよく聞いてもらつた上で、少なくとも、六月末だから九カ月間これを実施することにしていますので、その上でいろいろな意味でどういつた形が更に出てくるか、というのは今からまだ更に半年ぐらいありますので、その間、いろいろな上で、よく見た上で考えていかないかぬところだと思ひます。

○田中委員長 次に、串田誠一君。

○串田委員 日本維新の会の串田誠一です。

きょうは、予算といいますと税収ということでありますし、いかに財産を把握するかということ

は大事なことだと思いますんで、そういう意味で、きょうはデジタル遺品についてお聞きをしたいと思います。

まず、デジタル遺品というのはどういうものであるのかの御説明をお願いいたします。

○栗田政府参考人 お答え申し上げます。

デジタル遺品につきまして明確な定義があるといふわけではなくて承知しておりますが、一般的には、持ち主の方がお亡くなりになつて遺品となつたパソコンやスマートフォンなどのデジタル機器に保存されたデータですが、インターネット上の登録情報などを指すものというふうに承知しております。

○串田委員 かつては、お亡くなりになつた後の財産をどのぐらい持つてあるのかというのを、相続人が、子供が父親のあるいは母親の財産を、あるいは、おじいちゃん、おばあちゃん、いつも確認しているわけはありません、亡くなつたとき

が大事ではないかという視点で、きょう、お話しさせていただきました。そのためには、消費税率の基本税率を引き下げる、5%に戻すというのが一番わかりやすいというふうに思つております。

それからもう一つは、やはり、共産党だからというレッテル張りは、余りこれは正しくないといふふうに思いますよ。今、野党共闘で頑張つてるのは、少くとも、やる気はないといふのが一番わかりやすいというふうに思つております。

そうなりますと、相続人はお亡くなりになれば、ペーパーレスということもありますし、デジタルで取引を行つているということが非常に多くなつてきているということになります。

その際には、相続人と被相続人関係を証明する書類の提示などが求められますけれども、このようないう財産があるんだなというようなことがわかる

相続人の方が被相続人の資産を把握するために、金融機関におきまして相続手続に入つておられますので、賛成することができません。そのことを申し上げて、私の質問を終わります。

結びに、平成三十年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案、災害とか復興に使うというのは理解しますけれども、軍事費やあるいは今言いましたポイント還元の制度などが入つておりますので、賛成することができません。そのことを申し上げて、私の質問を終わります。

○栗田政府参考人 お答え申し上げます。

相続人の方が被相続人の資産を把握するために、金融機関におきまして相続手続に入つておられますので、賛成する必要がありますけれども、被相続人の財産をどのように認識していくかというようなことが今後問題になると思うんですが、この認識の仕方、どうしたらよろしいでしょうか。